

九州運輸局メールマガジン
平成22年1月15日 第65号(発行日:毎週金曜日)
~九州の明日を拓く運輸と観光~
九州運輸局HPアドレス <http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/>

今週も九州運輸局メールマガジンをご覧いただきありがとうございます。

来週から、九州運輸局メールマガジンの配信日が毎週木曜日に変更となります。
詳しくは、編集長だよりをご覧ください。

目次

- 1.九州運輸局ホームページアップ情報(1月8日~1月14日掲載分)
プレス発表
トピックス、お知らせ
行政処分状況
バス・タクシー・トラック
- 2.九州運輸局セミナー
トラックを使った貨物の運送業のあれこれ(法律編)
- 3.リレーコラム
- 4.編集長だより

【九州運輸局ホームページアップ情報】(1月8日~1月14日掲載分)

プレス発表

《自動車》

- ・一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止処分(1月12日発表)

<http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/press100112.pdf>

《海事》

- ・マルエーフェリー(株)に対する安全確保の指導について(1月13日発表)

<http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/press100113.pdf>

トピックス、お知らせ

- ・『種管区OPENゼミ(福岡地区)』のご案内

http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/osirase/file001_021/file056/file056_220113.pdf

行政処分状況

- ・自動車運送事業者に対する行政処分状況(平成21年12月分)

<http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/jigyousya/body.htm>

- ・累積違反点数が20点を超える自動車運送事業者(平成21年12月末現在)

<http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/jigyousya/body.htm>

バス・タクシー・トラック

- ・タクシー特定地域協議会(宮崎運輸支局分追加)

http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/jidousya_k/file18.html

【九州運輸局セミナー】

- トラックを使った貨物の運送業のあれこれ(法律編)

お中元・お歳暮でお手元に届く贈り物。
ふと立ち寄ったコンビニで納品しているトラックドライバー。

皆さんの日常生活の中でその手に取られる何かの「物」。
それがそこに至るまでには沢山の人の手を経ています、その中には必ずと言っていいほどトラックの運送会社の方の手を経ています。

「お届けするのはお預かりの品とお客様の真心。」

.....などと昔ののプロモーションビデオ風に始まりました今回の九州運輸局セミナーでございます。

さて、一概に運送業といってもいろいろあるわけですが、今回は貨物自動車、いわゆるトラックが関係している運送業についての区分からの見た分け方を紹介しましょう。

一般に貨物運送業といえば多くの方がトラックで貨物を運送する事業をイメージされると思います。
このように自動車で貨物を運ぶ事業を規制する法律の主なものに貨物自動車運送事業法というものがあり、その法律により貨物自動車運送事業は次のとおりに分かれます。

まず一般貨物自動車運送事業。
これは、不特定多数の人や会社の需要に応じて、軽トラとバイク以外の自動車
で運送を行う事業です。

次に特定貨物自動車運送事業。
これは、特定の荷主（一人とか一社限定です）のために軽トラとバイク以外の
自動車で運送を行う事業です。

最後に貨物軽自動車運送事業。
これは、不特定多数の人や会社の需要に応じて、軽トラやバイク（原付は除き
ます）で運送を行う事業です。

.....なんということでしょう、事業の種類としてはたった3つしかありません。
大きな荷物から小さな荷物まで。引越しも、お母さんが送って来たなぜだかお
米とか野菜とかがいっぱい入った宅配便も、工業製品も、その他諸々そのほと
んどがこのトラックによる運送事業が関わっています。

ところで話は変わりますが、皆さんが急いで遠くに荷物を送らないといけない
場合、トラック運送会社の「航空便」を利用した運送を依頼する方法もありま
す。

この場合、運送会社に目的地まで集荷と配達部分はトラックで行うものの、実
のところ運送会社は自前の飛行機を持っていませんので、当然、航空会社に運
送会社が依頼して運んでもらうことになります。

この様に運送会社が航空会社を利用してトラック輸送と航空機輸送を組み合わ
せて運送する、というようなものを航空運送に係る第二種貨物利用運送事業と
いいます。
実はこれ、前述の貨物自動車運送事業法とは別の法律、貨物利用運送事業法と
いう法律で規制されています。

この貨物利用運送事業法によれば 貨物利用運送事業とは船・航空機・鉄道・
トラック（軽トラは含みません）各々の運送業を利用して貨物運送を行う事業
のことで、「私は輸送手段は持っていないけど、他の運送事業者を使って運送
業をおこなっています。」というような事業を指します。

貨物利用運送事業を法律的に区分すると次の様になります。

最初に第一種貨物利用運送事業。

これは、一種類だけの運送手段、トラックならトラックだけ、船なら船だけ、鉄道なら鉄道だけ、航空機なら航空機だけ、を利用して行う事業です。例えば、企業の物流子会社なんかをイメージしてもらおうと良いでしょう。

そして第二種貨物利用運送事業。

これは、長距離は船・航空機・鉄道のどれかを利用して運び、港・空港・駅と集荷・配送先はトラックで繋ぐ形で一貫して運送を行う事業です。航空便や離島向け船便による宅配便をイメージしてもらおうとわかりやすいですね。

.....なんとまあ、こんどはたった2つです。さっきより一つ減りました。

こうやって海を越え、山を越え、時には空さえ越えて、遠くからの荷物は皆さんのお手元に届けられていたりしています。

自動車交通部貨物課では、貨物自動車による運送業、貨物自動車を利用した利用運送事業について、これを各々の法律でそれぞれの事業に関する基準に基づき、皆様のライフラインを守り、公共の福祉を向上するために運送事業の健全な発達と輸送の安全の観点から審査・指導をおこなっております。

(自動車交通部貨物課)

【リレーコラム】

ご先祖様が狩猟民族であったのかどうかは定かでないが、魚釣りが好きであるが、なかなか上手にならない。小・中学生の頃は2～3km離れた川や、山越えて1時間以上かかる川に出掛けてハヤ、ウナギ釣りに熱中し、暗くなってから帰ると親父に怒られたものである。当時は釣具も高価で小遣いも少なかったことから、釣具屋で買うのは釣り鉤やテグス程度で、釣竿は青竹を切って使い、餌もミミズや青虫を自分で採取。

なお、ウナギが田んぼで捕れることをご存じだろうか？ 梅雨時期に代掻きが終わった田んぼにウナギがカエル等の餌を捕食するために上がってくるので、闇夜にカーバイトランプを点け、ヤスで刺して獲る漁法を。へたくそな私は、あまり多くのウナギを捕ることはできなかったが、裂いたお腹からほぼ原形をとどめたカエルを何回も目にし、それでも蒲焼きはおいしかったことを覚えている。最近、天然物のウナギが少なくなっているのは稲作の減反が原因ではないかと思っている。

高校生になってからはバイクで行動範囲が広がり、より大きな川や海で鯉やアジ等をターゲットとするようになる。台風が去って何日か後、いつもの川でフナや真鯉とともに、飼われていた池から大水のときに逃げ出した色鮮やかな錦鯉をゲット。かなり大きくなるまで自宅で飼っていたが、ある日、池から飛び出して死んでしまったとのこと。

そのとき居合わせた兄貴が「捨てるのはもったいない」と、洗いや鯉こくにして食べようと鱗や皮を剥いたら、身は普通の真鯉と一緒にあり、大変おいしかったらしい。

二十歳前後の頃は久住山、屋久島、石鎚山(四国)等の登山に凝った時期もあったが、その後、それまで使っていたリュック、登山靴を活用して磯釣りに転身。当初はクロ(メジナ)等がよく釣れていたが、釣技が一向に上がらず？ボウズが多くなり、釣果が確実な船釣りに転向。

しかし、こちらも腕が上達せず、大漁になることは滅多にない。それでも釣り人が経験したことがないような超自然現象に1回だけ遭遇。それは、梅雨時の夜、雷雨が収まった船上から見た満天にくまなく広がる稲妻であるが、後にも先にもこの1回だけである。

これまで色々なところに何百回も釣りに出かけたが、自慢できる釣果はあまりない。

また、渡船から岩場に飛び降りる際、危ない目に遭ったこともあるが、今まで118番等のご厄介になったこともなく、これだけが救いかもしれない。

次第に視力も落ち、針結びもおぼつかないが、これからも「へぼ釣り師のひとりごと」をつぶやきながら、お魚さんと勝負を続けたい。

(福岡運輸支局長 湯元 日出光)

【編集長だより】

九州ではこの冬一番の寒気の入り込みにより13・14日と二日続いて山間部を中心に平野部でも積雪しました。めったに雪が降ることのない鹿児島、熊本でも5年ぶりの積雪を記録したほどです。この影響を受け高速道路はほぼ全域で通行止めとなり、高速バス等をはじめ公共交通機関に運休・遅れが出ましたが、みなさんの地域ではいかがでしたか。この強い寒波は北極圏の寒気の動き「北極振動」が強い寒気放出期になったのが原因のようです。これも地球温暖化が影響しているのでしょうか。

現在、九州運輸局メールマガジンは毎週金曜日に配信していますが、「仕事の関係で読めない時は翌週の月曜日に見ることになる」との意見が寄せられました。

編集スタッフで検討した結果、メールマガジンの速報性を確保する意味でもその週に読んでもらいたいということで、次週(1月21日発行 第66号)から「毎週木曜日」に配信することとしましたので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

皆様のお知りになりたい情報・ご意見・ご要望等をお聞かせください。

編集部ではできる限りご要望にお応えしたいと思います。

下記のメール又はファックスからお気軽にお寄せください。

九州運輸局メールマガジン編集長(九州運輸局総務部広報対策官)

森 益隆(もり ますたか)

mail : mm-kyushu@gst.mlit.go.jp

Tel : 092-472-2312 Fax : 092-471-7192

バックナンバーは、次のURLに掲載しています。

http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/mail_magazine/top.html